

消防団の組織概

△和7年4日1日理大

都道府県名	香川県	所在地	〒762-0003		
市町村名	坂出市		香川県坂出市久米町	一丁目17-23 ● 市外局番から半角 —	
消防団事務所管	坂出市消防本部	電話番号(直通)	0877-46-0982	FAX 数字で記入する。 区切りはハイフン	
消防団名	坂出市消防団	メールアドレス	syoubou2@city.sakaide.lg.jp		

組織	分団数			11	分団	ホームページURL	https://www	
	うち機能別分団数		0	分団		Twi		
	 方面隊数			3	┼── SNSアカ [・] 隊	SNSアカウント	LINE:坂出市(@sakai	
	部数			37	部	消防団活動事例・	卡山丰深陸田	
	班数		71	班	DD生	坂出市消防団 1本部・11分園		
団員数	条例定数			560	人	令和7年4月到 8台、小型動力		
	実員数			515	人		0日、小王勤/5/	
	男性団員数			490	人	【消防団活動】 消防団の活動として、火災現場でして、消火活動中の警戒や鎮火後の見に兼務しており、台風や高潮の際には、早期の避難の声かけなどを行っていまた、各地域の防災イベントや毎年でれる太鼓台競演での警備、パレーミュニティには無くてはならない存在ではならない存在ではならない存在ではならない存在ではならない存在ではならない存在ではならない存在ではならない存在ではならない存在ではならない存在ではならない存在ではならない存在ではならない存在ではないます。		
	女性団員数			25	人			
	基本団員数			515	人			
	大規模災害団員数			0	人			
	その他の機能別団員数			0	人			
職業構成別団員数	国家公務員		1	人	ミューディには無	で (できる) (本代)		
	地方公務員		27	人				
	都道府県職員		12	人				
	市区町村等職員		15	人				
	特殊法人等公務員に準ずる職員		10	人				
	農協職員		10	人	【年間行事】			
	郵政職員		2	人	4月中旬 幹部研修・新入団員品 5月~6月 屯所機械器具一斉点校 7月中旬 かがわ防災フェスタ			
	その他			475				人
ポンプ	普通消防ポンプ自動車			8	台	消防団夏季訓練 7月中旬~9月初旬 消防操法特別 8月初旬 さかいで大橋まつり警 10月 消防防災ひろば		
	水槽付消防ポンプ自動車		0	台				
	・ 小型動力ポンプ付積載車 ポーツ 型 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		41	台		防本部合同開催)		
	ン 動		1	台				
	^{プカ} 手引き動力ポンプ		0	台				
年額報酬	報酬額(階級:団員) 年額 (参考)交付税単価(階級:団員) 年額		36,500	円				
			36,500	円				
	火災			8,000	円			
出動報								

<mark>VE:坂出市(@sakaide_city) •I</mark>nstagram : 坂出市消防本部(sakaide_fire119)

1本部・11分団(内1分団は女性分団)560名体制 令和7年4月現在:団員数515名、消防ポンプ自動車 8台、小型動力ポンプ積載車41台を配備

https://www.city.sakaide.lg.jp/site/sakaidesyoubou/ Twitter:坂出市役所(@sakaide_city)

、火災現場では消防本部と連携して消火活動にあたるだけでな や鎮火後の見回りなども行っています。水防団としての活動も 高潮の際には土のう作製、各管轄地区の見回り警戒、住民への どを行っています。

イベントや毎年8月に行われる「さかいで大橋まつり」で披露 警備、パレードへの参加など、その活動は多岐に渡り、地元コ はならない存在となっています。



・新入団員研修 11月 石油コンビナート訓練 器具一斉点検

大橋まつり警戒 1月 ひろば 部合同開催)

秋季火災予防運動 • 分団演習 坂出市震災対策避難防災訓練

1 2月初旬 消防団規律訓練 1 2月下旬 年末特別夜警 消防操法特別訓練 12月下旬 消防出初式 1月下旬 文化財防火デー

3月 春季火災予防運動・分団演習



坂出市

香川県の中央北部に位置

人口:49,281人(令和7年4月住民基本台帳) 特産:三金時(金時いも、金時にんじん、金時みか

ん)、サヌカイト(カンカン石) 観光:五色台スカイライン、崇徳上皇ゆかりの白峯寺、 瀬戸大橋記念公園、東山魁夷せとうち美術館

※1:「消防団の組織概要等の調査」による。

※2:「年額報酬」「出動報酬」の額は、令和7年4月1日現在の条例で定める額。

「出動報酬」については、日額で定めがある場合は最大額を記載。一方、日額で定めていない場合は8時間の出動に換算した額を記載。 定めがない場合又は年額支給の場合には「一」と記載。

※3:詳しくは、各市町村等のホームページ等を参照。